

(HP掲載)

令和4年8月25日

令和4年度就学支援金の
受給対象ではない保護者の皆様へ

都立府中工業高等学校長
鈴木 誠

授業料についての大切なお知らせ

1 就学支援金受給対象ではない世帯における不申請意向確認書の提出について

親権者の収入オーバー等で「不申請」とされる方は、必ず【不申請意向確認書】の提出が必要となります。また、今年度4月に不申請意向確認書を提出している1学年生の方も、6月に審査基準となる世帯の税額が最新の年度のものとなるため、改めて【不申請意向確認書】の御提出が必要となります。

なお、今年度7月申請の期限は過ぎております。まだ不申請意向確認書を提出していない方は、府中工業高等学校経営企画室まで、持参又は郵送で、早急に御提出くださいますようお願いいたします。

2 授業料等多子世帯減免制度のご案内について

就学支援金受給対象ではない方は、多子世帯減免制度を申請することも可能です。

令和4年7月1日時点で、保護者が扶養する23歳未満の子が3人以上いる場合は、授業料等の減免(半額)申請を御利用くださいますようお願いいたします。

本制度の御案内は、令和4年4月、全生徒宛てカラー刷リーフレットを配布しています。また、7月就学支援金について青封筒で、全生徒宛てリーフレットをお送りしています。申請用紙をHPに掲載しますので、御確認くださいようお願いいたします。

なお、今年度、既に申請書提出済みの方は、改めて申請いただく必要はありません。

ただし、1学年の方は、一人一台端末多子世帯の申請とは別に申請が必要となりますので御注意願います。御不明な点がございましたら、担当まで御連絡をお願いいたします。

〔問合せ先〕

都立府中工業高等学校

経営企画室 担当 石田

所在地 府中市若松町2丁目19番

電話 042-362-7237